

小原 仁興 議員

「農業チャレンジ事業」の適用範囲を見直してはどうか

町長 農業振興審議会に諮り協議したい



町長所信表明

質問 公約である86の約束はどこにアクセスすれば見ることができているのか。また、86の約束は合意形成に不安があるが、選挙期間中どれだけ公約を知らしめたのか。

町長 後援会のホームページからダウンロードすれば見ることができている。数百、数千部配布している、必要に応じて公約の公表方法を含め検討したい。一つ一つ説明しないので受け止め方は厳しいかと思うが示しながら理解を求めたい。

再質問 林業施策に材積検知システムの高度化とあるが、すでに運用しており高度化することか。

町長 レーザー測量技術により資源把握をし、現場の材積検知はタブレット導入により効率化したい。

再質問 川上から川下までシームレス産業化に取り組むとあるが、つなぎ目とはどこか。解決すると、どのような効果があるのか。

町長 木材生産・木材流通・木材加工に情報伝達の課題となっている。ICTを活用しながら市況に即した対応をしたい。

再質問 木材生産・木材流通・木材加工、これがつなぎ目との事だが、現場の声なのか。

町長 林業界では研究会を作っていて一貫した連携が必要であり、つなぎ目をつかりつないでいくということが大事である。

再質問 流通全体で得られた利益を関係者間で最適配分し山側へ還元するとあるが、本当なのか。

町長 そういう考えを基本に林野庁も動いていて、そういう中での表現である。今後考える必要がある成長に結びつけていく。

先進事例の補助制度

質問 先進農家は待ったなしで投資を進めるが、補助のない中でリスクを負いながら露払いをしている。農業チャレンジ事業の適用拡大をしてはどうか。

町長 本町では指導農業者、農業士、45歳未満の認定農業者・継承予定従事者に農業チャレンジ事業を設定している。これまでも10件が申請されている。

再質問 今回の答弁で、5年前にも全く同じ提案をした。農業振興審議会で。当時年齢制限40歳。今回の答弁では45歳、ルールが時々で変わるのを利用しにくい

のではないか。

農務課長 農業振興条例を改正する前は40歳だったが29年度に45歳に繰り上げた。

再質問 農業の担い手も選択と集中により法人・営農集団に重きを置かれている。その枠組みから外れた農家にも補助の枠組みが必要だと思うが。

町長 議員の提案については、農業振興審議会に諮ってしっかりと協議をしたい。小規模農家の営農継続を促すため制度支援については議論したい。